

令和5年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和5年7月24日（月曜日）

午後3時00分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東真一、下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 河本章吾、松田拓実、山根惇

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

事務局 高木労働基準部長、箸方賃金室長、大橋賃金室長補佐

2 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金専門部会会長及び部会長代理の選出について
- (2) 奈良県最低賃金専門部会の運営規程等について
- (3) 専門部会の進め方について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 関連資料について
- (6) 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果について
- (7) その他

3 主要経過・審議結果

【大橋賃金室長補佐】

それでは、皆様お揃いになりましたので、少し時間は早いですが、ただ今から第1回奈良県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日の審議会は、「公開」として開始します。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令の規定による、定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【箸方室長】

皆様には、今年度の奈良県最低賃金専門部会の委員といたしまして、令和5年7月19日付けで、奈良労働局長から任命させていただきました。

お手元に辞令を置いておりますので、ご確認ください。

本日は、第1回の専門部会となりますので、このあと部会長及び部会長代理を選出するまでの間、議事の進行につきましては、慣行として、事務局で担当させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、労働基準部長の高木からご挨拶を申し上げます。

【高木労働基準部長】

労働基準部長の高木でございます。

委員の皆様には、ご多用のところ、奈良県最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただき、また、本日のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

去る7月4日の本審におきまして、奈良労働局長から、奈良地方最低賃金審議会の伊東会長様あて「奈良県最低賃金の改正決定」について諮問をさせていただいたところでございます。

皆様には、今後「中央最低賃金審議会」から示されます「最低賃金改定の目安」を参考にしつつ、県内の実情や、資源・エネルギー価格の高騰、円安等による物価の上昇等による県内経済及び県内の中小企業・小規模事業場への影響なども踏まえ、ご審議いただきますようお願いいたします。

今年の「目安」につきましては、現在、中央最低賃金審議会の「目安小委員会」で議論されているところでございます。「目安小委員会の報告取りまとめ」の時期につきましては、現時点では7月26日に開催される小委員会で取りまとめられる見込みとなっております。同月28日開催の「中央最低賃金審議会」本審で答申される見込みとなっております。

各委員の皆様には、暑い中、そして、大変ご多用の中お時間を頂戴することとなり誠に恐れ入りますが、円滑なご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、「第1回専門部会」の開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、続きまして、奈良県最低賃金専門部会委員をご紹介します。

お手元の

資料ナンバー1「奈良地方最低賃金審議会 専門部会委員名簿」

をご覧ください。名簿を読み上げさせていただき、ご紹介とさせていただきます。

公益委員	伊東 眞一 (いとう しんいち)	委員
	下山 朗 (しもやま あきら)	委員
	坪田 園子 (つぼた そのこ)	委員
労働者代表	河本 章吾 (かわもと しょうご)	委員
	松田 拓実 (まつだ たくみ)	委員
	山根 惇 (やまね あつし)	委員
使用者代表	上村 賢司 (うえむら けんじ)	委員
	当麻 和重 (とうま かずしげ)	委員
	西田 雅彦 (にしだ まさひこ)	委員

委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、

議題(1)「奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会会長及び部会長代理の選出について」

に入ります。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法(法第25条第4項において準用する法第24条)の定めるところにより、「公益を代表する委員の中から委員が選出する。」ことになっております。

ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(意見がないことを確認)

特にご意見がないようでしたら、事務局からの提案といたしまして、例年、本審の会長が部会長に、そして、会長代理が部会長代理に、それぞれご就任いただいておりますので、今年度は

本審の会長である伊東委員に部会長を
会長代理の下山委員に部会長代理を

お願いしてはと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、伊東委員、下山委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

【伊東委員】

はい。部会長をお引き受けいたします。

【下山委員】

はい。下山ですけれど、同じく部会長代理をお引き受けいたします。

【箸方室長】

ありがとうございます。それでは、部会長は伊東委員に、部会長代理は下山委員にお願いすることといたします。

【大橋貸金室長補佐】

(部会長、部会長代理の名札を机に置く)

【箸方室長】

それでは、以後の議事進行につきましては、伊東部会長にお願いいたします。

【伊東部会長】

部会長を務めることになりました伊東でございます。皆様のご協力のもと「奈良県最低賃金専門部会」を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議事を進行いたします。

議題（２）「奈良県最低賃金専門部会運営規程等について」

の審議に入りたいと思います。

事務局から、運営規程の案と傍聴規程の案について説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、ご説明させていただきます。

まず、運営規程でございますが、資料ナンバー２「(案) 奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。これは、本専門部会を運営するにあたりまして、その際に必要な事項を定めております。内容につきましては、昨年度と同様で変更点はありません。

次に資料ナンバー３「(案) 奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会傍聴規程」をご覧ください。これは、本専門部会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めています。内容につきましては、こちらも昨年と同様に変更点はありません。以上でございます。

【伊東部会長】

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

【伊東部会長】

ご意見、ご質問がないようですので、運営規程と傍聴規程の(案)を削除いたします。

【伊東部会長】

それでは、次に、

議題（3）「専門部会の進め方について」

に入りたいと思います。

専門部会では、奈良県最低賃金額の審議を行います。特に金額審議の際には、各委員間の率直な意見交換が行われることが重要です。

奈良県最低賃金専門部会運営規程の第6条では、専門部会は原則「公開」となっておりますが、運営規程第6条但し書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、「非公開」にすることができるとされております。

開始からここまでの議事進行は、「公開」で行っていますが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するため、運営規程第6条但し書きを適用し、第1回目の本審においても審議いたしました。今後開催する専門部会も含め、公益委員を中心に、「公益委員と労働者側委員」「公益委員と使用者側委員」の個別協議を交互に繰り返す『個別審議』は、全て「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見がないことを確認)

それでは、ご意見等がないようございますので、『個別審議』については「非公開」といたします。

【伊東部会長】

また、運営規程第7条第2項より、『個別審議』の議事録は「非公開」とさせていただきます。

それでは、運営規程第7条第1項に基づき、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに

労働者側は、河本委員

よろしくお願いいたします。

使用者側は、上村委員

よろしくお願いいたします。

【伊東部会長】

次に、金額審議の進め方についてですが、例年どおり「公益委員と労働者側委員」「公益委員と使用者側委員」というように個別審議で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見がないことを確認)

それでは、例年どおり「個別審議」にて進めさせていただきます。

【伊東部会長】

それでは、次に

議題（４）「専門部会の審議日程について」

の審議に入ります。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、令和５年度の奈良県最低賃金専門部会の審議日程をご説明します。

机上配付しております

「令和５年度 奈良地方最低賃金審議会専門部会日程（案）【７～８月（地域別最低賃金関係）】」

をご覧ください。

１０月１日発効を目指して作成した日程（案）でございます。具体的な日時の説明は省略させていただきますが、本日７月２４日から８月７日までの間に、予備を含めて計５回の開催予定となっております。

委員のみなさまにおかれましては、タイトなスケジュールでのご審議となりますが、この（案）でのご審議を進めてくださいますよう、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いします。

次に、本審のスケジュールでございます。専門部会の進行状況によりませんが、８月７日月曜日、午後３時に第３回（第５０５回）本審を開催し、ここで、奈良県最低賃金の改正額の答申をいただければ、同日から８月２２日火曜日までが異議申出期間となります。

この間に異議申出がなされましたら、８月２３日水曜日午前１０時に第４回（第５０６回）本審である異議審を開催してご審議いただき、そこで答申をいただければ、官報公示の手続きを経まして、１０月１日の発効予定となります。

以上でございます。

【伊東部会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、事務局（案）の日程で、今後の審議を進めていきたいと思えます。タイトな日程での審議となりますが、よろしくご願ひ申し上げます。

【伊東部会長】

次に、

議題（5）「関連資料について」

に入ります。

これについて、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、ご説明させていただきます。

お配りしております、資料ナンバー4（5頁）から順にご覧いただきたいと思えます。資料ナンバー4は、各種関連指標を一覧表にしたものでございます。

一番左側の表は、令和5年度版最低賃金決定要覧をもとに、事務局で取りまとめた「2022年度 地域別最低賃金額」の一覧でございます。

次は、各都道府県人事委員会が取りまとめた「2022年 1人世帯及び4人世帯の1ヶ月あたりの標準生計費」の一覧でございます。

次は、総務省統計局が取りまとめた「2022年 勤労者世帯の消費支出」の一覧でございます。

次は、同じく総務省統計局が取りまとめた「2022年 勤労者世帯の実収入」の一覧でございます。

次は、内閣府経済社会総合研究所が取りまとめた「令和元年度の1人当たりの県民所得」の一覧でございます。

次は、経済産業省の「令和2年の工業統計表・地域別統計表」をもとに、奈良県総務部知事公室統計分析課が取りまとめた「1事業所当たりの製造品出荷額等」の一覧でございます。

一番右端の表は、総務省の令和2年国勢調査報告をもとに、同じく奈良県総務部知事公室

統計分析課がとりまとめた「県外就業率」の一覧でございます。

6頁の資料ナンバー5につきましては、近隣府県を縦軸に置き、「①地域別最低賃金」、「②標準生計費」、「③勤労者世帯の消費支出」、「④勤労者世帯の家計実収入」、「⑤1人当たり県民所得」、「⑥1事業所当たり製造品出荷額」、「⑦企業規模が5～9人の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑧企業規模計の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑨県外就業率」、「⑩第1次産業、⑪第2次産業、⑫第3次産業の就業者割合」を比較した一覧でございます。

奈良県の置かれている状況が一目で分かる資料でございます。なお、それぞれの統計の資料出どころは、各項目の下欄のとおりでございます。

7頁の資料ナンバー6は、総務省統計局が公表しております「2020年基準消費者物価指数」で、事務局がとりまとめた「奈良市の令和5年5月分」でございます。

これは、国民の生活水準を示す指標のひとつとなっているもので、経済政策を的確に推進する上で重要な指標となっているものでございます。

8頁の資料ナンバー7は、日本銀行調査統計局がとりまとめた「企業物価指数（2023年6月速報）」でございます。

これは、企業間で取引される商品の価格の変動を示す指数で、商品の需給動向を把握し、景気動向・金融政策の判断材料となるものでございます。

次の「第1回目安小委員会」の資料（資料ナンバー8）は、本年6月30日に開催された中央最低賃金審議会「第1回目安に関する小委員会」で配布された資料でございます。各種統計資料が全国単位、都道府県単位で整理されております。この資料48頁からは、業務統計資料として、昨年度の最低賃金審議・決定状況や過去10年間の推移を取りまとめてございます。

次の「第2回目安小委員会」の資料（資料ナンバー9）でございますが、7月12日に開催された中央最低賃金審議会「第2回目安に関する小委員会」で配布された資料でございます。令和5年賃金改定状況調査結果、令和4年度の賃金構造基本統計調査の特別集計による賃金分布（地域別最低賃金額、未満率、影響率）や、最新の経済指標の動向などが記載されています。

ここで、「第2回目安小委員会」の資料の2をご覧ください。この資料は「生活保護と最低賃金」でございます。

最低賃金法第9条第3項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定されております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較の説明資

料となっております。

1枚めくった2ページに「生活保護と最低賃金」と題しましたグラフがございます。これは、都道府県別に、令和3年度と令和4年度について、改定の最低賃金と生活保護費を比較したものでございますが、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことを示しております。

以上でございます。

【伊東部会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

特に質問等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

【伊東部会長】

それでは、

議題(6)「令和5年度 最低賃金に関する基礎調査結果について」

に入ります。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、「令和5年度 最低賃金に関する基礎調査結果について」説明します。

厚生労働省では、毎年6月に「最低賃金に関する基礎調査」を実施しており、その結果を取りまとめたものが「基礎調査結果」の資料(資料ナンバー10)でございます。これにつきまして、ご説明いたします。

基礎調査結果報告の表紙をめくって「調査の概要」をご覧ください。

- 1 調査地域は、「奈良県全域」でございます。
- 2 調査事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)」でございます。

なお、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業については常用労働者100人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している事業所を対象としており、一定の方法により抽出しております。

- 3 調査事業所に雇用される労働者は、9,879人です。
- 4 調査対象の給料は、本年6月分でございます。
- 5 集計事項は、奈良県全地域を対象に、規模別、男女別、年齢別、業種別、賃金階級別に集計しております。
- 6 復元についてですが、集計結果の数字は、産業区分ごとに母集団の事業所数に復元した数値になっております。

例えば、ある産業の母集団が100事業所あって、そのうち調査した事業所が10事業所であった場合には、10事業所の各数値を10倍している、という意味です。

続きまして、各表（グラフ）について、ご説明いたします。

3頁の「地域別最低賃金対象業種における特性値と平均値」の表は、基礎調査の結果に基づき、「賃金分布の特性値と平均値」を整理したものでございます。令和3年から令和5年までの3年分を掲載しています。

6つある表のうち、上の3つの表は、一般労働者とパート労働者を集計したものでございます。その下の3つの表はパート労働者のみを集計したものでございます。

「賃金分布の特性値」に関する解説資料を、参考として4頁にお付けしておりますので、参考にしてください。

次に、5頁の「奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種の実態調査結果一覧表」ですが、これは、賃金額の区分ごとに、どのくらいの労働者が、これにはパートタイム労働者を含みませんが、分布しているのかを示したものでございます。

賃金額の区分は、まず「885円以下」とし、次に、「886円から946円まで」をより正確なデータを把握するため1円刻みとし、次に「947円から949円まで」は調整のため3円刻みとし、「950円から999円まで」を10円刻みにしております。そして、「1,000円から1,499円まで」を100円刻みとし、最後は、「1,500円以上」を1つにまとめています。

これらの賃金区分ごとに、右側の各欄をご覧くださいますと、当該賃金区分の金額にて賃金が支払われている労働者数が分かります。

次の6頁の一覧表は、今しがたご説明した内容と同じものでございますが、パートタイム労働者のみで集計したものでございます。

次の7頁から12頁のグラフは、5頁から6頁の表をグラフ化したものでございます。

次の13頁の「最低賃金基礎調査結果からみた地域別最低賃金対象業種の未満率・影響率の推移」は、過去14年間における全国と奈良県の未満率と影響率の推移でございます。

次の14頁から18頁までの「最低賃金の影響を受ける労働者の実態」は階層別に時間額897円（現行の896円+1円）から946円（+50円）まで1円刻みで、影響を受ける労働者数とその影響率を表したものでございます。

次の19頁に「最低賃金の未満率及び影響率の算出方法について」としまして、未満率と影響率の説明をお付けいたしました。

次の20頁の「奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種影響率一覧表」は、業種別に分けて、賃金階級ごと、労働者数（各賃金階級以下の累積値）及び影響率を示したものでございます。

次の21頁の一覧表は、20頁と同じ内容のものをパートタイム労働者のみで集計したものでございます。

以上でございます。

【伊東部会長】

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

（意見、質問がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

【伊東部会長】

最後に

議題（7）「その他」

ですが、事務局から何かございますか。

【箸方室長】

特にございません。

【伊東部会長】

それではこれもちまして、本日の専門部会を終了いたします。

次回の第2回奈良県最低賃金専門部会は、

8月1日 火曜日 第2回本審終了後15時

から「公開」で開催いたします。開催場所は、ここ別館会議室でございます。

みなさん、お疲れ様でした。ありがとうございました。